

会議録

会 議 名		令和 8 年度(2026 年度) 第 2 回八王子市スポーツ推進審議会
日 時		令和 8 年(2026 年)5月 29 日(金) 18:30～20:30
場 所		八王子市役所 本庁舎 502 会議室
議 員	委 員	薄井信一、澤本則男、杉崎雅代、鈴木紀幸、平山孝志、松井秀夫、上田慶子、沼本邦広、松山大作、高田彬成、渡辺岳夫、井上奈津子(名簿順)
	事 務 局	吉森研吾(生涯学習スポーツ部長) スポーツ振興課:野村泰史(課長)、立花等(専門官)、早川祐太(主査)、今川修輔(主査) 三神すずか(主任)、石川大樹(主事) スポーツ施設管理課:吉田博(課長)、阿部俊平(主査)長内紳悟(主任)
欠 席 者 氏 名		栗本雄史、中村拓也
議 題		(1)(仮称)スポーツ施設整備・保全方針の策定の基本的な考え方について (2)八王子市が設置するプール(大塚公園プール・陵南プールなど)の今後について
報 告 案 件		(1)令和8年度予算(スポーツ振興課・スポーツ施設管理課) (2)組織改正(令和8年7月) (3)施設使用料の料金改定(令和9年4月1日～) (4)熱中症特別警戒アラート発表時等の対応
公開・非公開の別		公開
傍 聴 人 の 数		なし
配 付 資 料 名		・資料1(A4)(仮称)八王子市スポーツ施設整備・保全方針の基本的な考え方について ・資料2(A4) 第1回スポーツ推進審議会における質問・回答 ・資料3(A4) 八王子市が設置するプールのあり方について ・資料4(A4) 屋外市営プールの利用に関するアンケート結果について ・資料5-1(A4) 予算資料(スポーツ振興課) ・資料5-2(A4) 予算資料(スポーツ施設管理課) ・資料6(A4) 八王子市教育委員会事務局処務規則(抜粋) ・資料7(A4) 施設使用料の料金改定 ・資料8(A4) 熱中症対策の対応方針について(抜粋)

【会議の内容】

《開会》

発言者	内容
高田会長	それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。 ただいまから、令和 8 年度第 1 回八王子市スポーツ推進審議会を開催いたします。 ただいまの出席委員数は、11 名になります。 条例第5条第2項の規定による定足数(委員の過半数)に達しておりますので、本審議会は有効に成立しています。

	審議会を開始する前に、4 月 1 日付で事務局に人事異動があったことと、審議会委員のメンバーの中にも新任の方がいらっしゃいますので、改めて自己紹介をさせていただければと思います。 《委員及び職員自己紹介》 ありがとうございます。 本日の進行は、お手元に配付の次第のとおりです。配布資料について、事務局より御説明をおねがいします。
野村課長	それでは私の方から説明いたします。 《資料確認》
高田会長	ありがとうございます。 すいません。先に事務局へ要望なのですが、次回からでも構いませんが、資料が小さく、資料 2 や資料 5—1、5—2 など字が見えづらくなっているため A3 版などを御用意いただければありがたいです。 つづいて、会議の公開及び会議録の作成についてですが、「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」に基づき、原則、会議は公開となっています。本日は非公開とすべき案件はございません。 また、会議録は、会議の公開・非公開に関わらず作成して公表することになっています。会議録の公表にあたっては、要点筆記で作成し、委員の皆様を確認をお願いし、会議終了後1か月を目安に市ホームページで公開します。 これらのことについて、御異議ございませんでしょうか。 《特になし》 御異議なしと認め公開とします。 傍聴人の方がいらっしゃいましたら入室を許可します。 本日、傍聴人の方はいらっしゃいません。 それでは、次第に従い進行します。 協議事項ア「(仮称)スポーツ施設整備・保全方針の策定の必要性について」事務局より説明をお願いします。
吉田課長	それでは「(仮称)スポーツ施設整備・保全方針の策定の必要性について」御説明いたします。 資料1を御覧ください。 詳細については、担当より御説明させていただきます。
阿部主査	それでは御説明させていただきます。まずは、2 ページを御覧ください。(仮称)スポーツ施設整備・保全方針の策定・再構築の根拠となります各種法令・計画について、それぞれの関係を図式化したものでございます。 本市の第 2 期スポーツ推進計画において基本施策2 スポーツができる環境の整備として、既存施設の老朽化や少子高齢化が一層進展する状況下において、計画的なマネジメントの在り方を検討しつつ、場の確保、充実に努めていく旨を定めていることから、これを具体的に進めるものとして、(仮称)スポーツ施設整備・保全方針を策定します。策定にあたっては、本市全体の施設管理計画である八王子市公共施設等総合管理計画、八王子市中長期保全計画のほか、スポーツ基本法改正による国のスポーツ基本計画の改定内容などとの整合を図ります。この後、議題として取りあげますが、中長期保全計画で示された「予防保全の考えによる計画的な大規模改修工事」の効果的な実施年を大幅に経過した屋外プールである大塚公園プール及び陵南公園プールは、令和 9 年度の中長期保全計画改定前に在り方を決定する必要があります。

続いて4ページを御覧ください。4ページに記載のとおり、国のガイドラインは、地方自治体の総合的なスポーツ環境を確保するための方針策定を目指し、1次評価で既存のスポーツ施設の性能を個別に把握・評価し、2次評価で地域のスポーツ環境について方針を立て、それに基づいて1次評価の見直しや代替施設の活用、新規施設の整備等の方針を策定することが示されています。しかしながら、現在、本市で定めている「八王子市スポーツ施設管理計画」は1次評価のうち既存施設の維持・改善までの計画となっていることから、改めて方針策定が必要となっております。

5ページを御覧ください。公共施設等総合管理計画における取組方針として、屋内運動施設であるエスフォルタアリーナ八王子、富士森体育館、甲の原体育館は設立された時期がそれぞれ異なっているところではありますが、施設の長寿命化という点においては一致しています。

屋外運動施設において、屋外プールは利用期間が短く、同じくレジャー目的である民間類似施設があることから、改修の際には存廃も含めた検討を行うこととしています。

また、施設の保全の考え方として、中長期保全計画では、修繕の必要が出てから対応する「事後保全型」ではなく、計画的に修繕を実施して不具合を未然に防ぐという「予防保全型」の対応を行いライフサイクルコストの縮減や長寿命化を図っています。

6ページ、7ページを御覧ください。令和7年度にスポーツ基本法が改正されたことを受け、令和9年度に向けて国の第4期スポーツ推進計画の策定が進んでいます。その中で、赤枠で囲った箇所になりますが、「地域のスポーツ資源の活用」が謳われています。

8ページを御覧ください。8ページに記載のとおり第4期スポーツ基本計画の重点課題として、まちづくりと連携したスポーツ環境の整備が挙げられ、その背景として「施設の老朽化や気候の変動等にも対応した、スポーツができる施設や場所の確保」、「まちづくり・健康・防災・イノベーション創出・DX・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用」することが挙げられています。

他の関連施策の観点からスポーツ資源を最大限活用する例として、9、10ページに記載のとおり福祉の視点からスポーツ施設のユニバーサルデザイン化、防災の視点からスポーツ施設を防災拠点として多用途利用すること、また、その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム、アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することが目標・重点課題として挙げられています。

11ページを御覧ください。スポーツ庁が定めたスポーツ施設の基本方針を図式化すると11ページのとおりととなり、新規の施設整備方針は、※(こめじるし)にあるとおり「既存の代替施設を活用しても不足する場合」に限定されています。

続きまして12ページを御覧ください。12ページについては、市全体の施設管理計画である「公共施設等総合管理計画改定の基本的な考え方について」の強み、弱み、機会、脅威の4項目から分析したSWOTクロス分析を掲載したものです。

13ページを御覧ください。今回の方針策定の目的は、13ページに記載をしている、本市が令和7年度に策定した第2期スポーツ推進計画の基本施策2「スポーツができる環境の整備」の推進であり、具体的には14ページの施策「スポーツ施設の適切な整備・維持管理」を進めることを目指しています。

ただ、16～17ページにあるとおり現状、本市において定めている「スポーツ施設個別管理計画」においては、施設の現状については記載があるものの、今後の活用方針について定めた2次評価にあたる部分が無い状況です。

これは施設整備の方針を含む2次評価については、本市全体の施設管理計画である八王子市公共施設等総合管理計画やさらに上位計画の八王子市経営計画などとの整合を図る必要があっ

	たことから、その改定のタイミングを待っていたものです。 このような点を踏まえ、(仮称)スポーツ施設整備・保全方針策定にあたっては、1次評価として施設の現状を分析し、必要な見直しを講じた上で、2次評価として各施設のあり方、活用の仕方、方針を定めていく予定です。18ページにあるとおり、1次評価の部分は現在定めている「スポーツ施設個別管理計画」を見直し、再作成するイメージとなる見込みです。 各計画の改定時期のイメージ図は19ページのとおりでです。 皆様におかれましては、本市において策定を予定している(仮称)スポーツ施設整備・保全方針の策定に関して、2次評価の評価指標(視点)、そのほか、全体的に気になる点について、御意見・御質問をいただければと思います。 説明は以上です。
高田会長	はいありがとうございます。ここまで御説明いただいた内容について御意見や御質問がございますでしょうか。お時間をとりますので、資料確認のうえ、意見や質問がございましたら挙手お願いいたします。
澤本副会長	15ページの学校体育施設の有効活用について質問です。学校体育施設のシステム化と記載がありますが、どのようにシステム化を図るのでしょうか。
野村課長	学校体育施設のシステム化について、現在それぞれの学校で副校長先生が予約管理を行っておりますが、それをシステムにて一元管理して、利便性を高めると同時に、学校の先生の負担軽減が課題となっているため、副校長先生の負担を軽減させることを図っています。
澤本副会長	以前伺った話では、現在開放されているクラブはそのまま、新たな体育施設を利用したい方向けのシステムとお聞きました。現在学校の先生方の負担を少なくするためにという話がありましたが、学校によっては施設開放委員会があり、開放委員会が自主的に運営しています。そのような学校では副校長先生の負担はかかっていると思いますがいかがでしょうか。
吉森部長	現在、教員の負担軽減というところで、学校によってまちまちとなっているため、統一的にわかりやすくするために、予約システムの導入を検討しております。先ほど澤本様よりお話のあった、現在使用している団体の皆様については、学校との連携をしていただいていることは承知しており、「どの曜日はどの団体が使用している」などは学校でも把握しています。その団体については先に予約を抑え、その中で空いている場所があるかどうかを確認し、空きがあり学校開放委員会がない学校については、今まで副校長先生が窓口となって貸してよいかの判断をされていました。その部分を新規の団体にも使用いただけるようにしていただくことを想定しています。現在も使用している団体が、新規の団体と同じように競争で入ることは想定していません。
澤本副会長	実はスポーツ振興課・スポーツ施設管理課ではないのですが、市民センターを借りたりする際、以前は借りる場所へ行き申し込みをしていましたが、現在はシステム化となっています。それは市役所の方から指令が出ているとのことでした。いくつかの市民センターを申し込み、都合のいい市民センターが予約できたのにも関わらず、予約を取り下げしなくてはいけない市民センターを前日まで予約していることがあります。こちらについては昨年4回ほど要望をしています。先日も空手を行う際に体育室の予約がいっぱいだったため会議室を予約していたら、当日体育室の予約についてキャンセルがあったため、会議室の予約を取り下げ、体育室を使用いたしました。この場合、キャンセルが2つ続き、本来会議室を利用したかった方々が使えなくなってしまうのではないのでしょうか。そのためキャンセルしていない団体へ、市から連絡するなどの対応をしてほしいと感じた。
吉森部長	そちらについては市民活動推進部長より御連絡をいただいております。担当所管へ情報共有を行いました。また、スポーツ施設管理課長とも、現在前日の夜中としているキャンセル期限や、それに伴うペナルティーについて検討を始めています。そのようなところを改善していきたいと思っています。

	ます。
澤本副会長	今お伝えしたのは学校施設のシステム化になったときに、またそういう問題が出てくるのではないかなという、懸念する発言です。市民センターや体育施設と同様のシステムであれば同じような問題になってしまう可能性があるので、システムを取り入れる前に、問題が起きないように確認してほしいです。 繰り返し確認させてください。学校施設開放委員会がある学校については、システム化は導入しないとの認識でよいでしょうか。システム関係なく今までどおり、学校施設開放委員会へ持ち込む形でよいのでしょうか。
吉森部長	そのあたりの仕組みもまだ、検討できていないため、どういった形で今までの既存団体の方の情報を吸い上げていくかっていうところは、学校教育部が情報も持っているため、これからどのように進めるかは検討していきます。
高田会長	いずれにしても、システム化を進めていくということですね。時代の流れもそうですし、また他都市なども、既に導入されている事例ですので、八王子もそうした事例を参考にし、澤本委員のおっしゃるように、地元根差したもので作っていただきたい。という、そのような要望だったと思います。 他にある方はいらっしゃいますでしょうか。
鈴木委員	今のシステム化の続きになりますが、八王子市内全体のスポーツ施設の利用情報について、ホームページ等で調べれば把握できますが、学校施設利用についてもシステム化を行うのであれば、スポーツ施設の利用情報や学校施設の利用情報など、近隣の方がより検索しやすいシステム化を検討してほしいと思います。
吉田課長	スポーツ施設の選択のしやすさ・使いやすさについては、引き続き様々な意見を伺いながら改善していく必要があると考えております。また、それに合わせて今後、その学校施設のシステムもあわせて、検索のしやすさなど検討してまいります。
高田会長	よろしくお願いいたします。その他、委員の皆様いかがでしょうか。
澤本副会長	学校施設の体育館や校庭の管理運営の外部化ということは、民間に委託するということですか。
野村課長	民間委託というのも1つの手法として、考えております。こちらについても検討してまいります。
高田会長	このように体育館・校庭の管理運営の外部化、利用料金設定などを検討する。とのことなので、決まっていることではなく、様々な審議の中で決定するとのことですね。 こちらについてもぜひ、様々な方の御意見を伺い地域に根差して、地域の方の、まずは要望を踏まえ、ぜひ御検討いただきたいところだと思います。 他にある方はいらっしゃいますでしょうか。
平山委員	私自身、これまで体力づくりなどの活動で、学校施設運営委員会を設けてきましたが、その中でも優先度を作り、学校・市のイベントがあれば優先的に、その次にスポーツクラブ、その次に民間の団体となっていました。そのような優先度を重視した形で、システムを作っていただきたいと思います。
吉田課長	現在もスポーツ施設については大会要望とかいただく際に、優先順位を採用していますので、学校施設の方も、改めてシステム化を進めていくとなると考えている必要があると思います。スポーツクラブや今使用している団体は優先的にするなどの検討をしてまいります。
平山委員	そのようになると今まで学校施設開放委員会をスポーツクラブや各団体の代表者を集めて構築していましたが、今後はその必要はなくなるとの認識でよろしいのでしょうか。
野村課長	なくなるかはまだ検討中ですが、それぞれの特性・これまでの経過などが地域ごとであると思い

	ます。大きなルールの中でそれぞれの地域で運用との可能性はあります。そちらも含めて検討してまいります。
平山委員	学校ごとに対応がまちまちなため我々としても、ここの学校だからこういう対応にしないといけない、こちらの学校だからこういう対応をしないといけないという形になってしまうため、統一的なに対応をとっていただければありがたいです。
高田会長	要望ということですね。基本方針が策定されれば、その基本的なラインができますので、そのための策定であるという部分をとらえることができるのではないのでしょうか。 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それではこのスポーツ施設整備・保全方針の策定について、御意見をいただきましたが、引き続き新たにこの保全方針を今まで内記していたものをきちんと明文化して、それが本市のスポーツ推進計画のところに位置付けていくというところで、御理解をいただきたいとのことですが、他に御意見等ございませんでしたら、先に進めさせていただきます。よろしいでしょうか。 《意見等無》 続きまして、協議事項イ「今後の屋外市営プール(大塚公園プール・陵南公園プール)について」事務局より御説明をお願いします。
吉田課長	それでは御説明いたします。資料2を御覧ください。 まず、議題の審議に先立ちまして、前回書面開催とさせていただいたため、簡単に前回の議題趣旨について改めて御説明いたします。現在、八王子市では公共プールの在り方について検討を進めております。市営の屋外プールである大塚公園プール、陵南プールにつきましては、令和8年度中に改定される、市全体の施設の管理計画である公共施設等総合管理計画との整合を図るとともに、(仮称)スポーツ施設整備・保全方針に今後の活用について反映するため、存廃を含め早期に方向性を定める必要があると考えております。 特に大塚公園プールについては、老朽化等により令和3年度から休止の状態が続いており、このまま放置しておくことはできないと考えています。 そこで、審議会委員の皆様と屋外プールの現状、将来の活用の可能性、市営プール全体の位置付け等の観点から協議を行うこととし、事前に質問を受け付け、皆様の疑問点を明確にするため、書面開催として実施しました。 本日の審議会では、こちらで作成した資料やいただいた意見を踏まえて、御協議いただき、スポーツ推進審議会としての意見をまとめ、6月20日(土)に開催する教育定例会にて諮り、大塚公園プールと陵南プールに関して教育委員会としての意思決定を行いたいと考えております。 それでは、担当から御説明いたします。
阿部主査	書面開催とした第1回審議会で委員の皆様よりいただいた質問とそれに対する回答は資料2のとおりです。 詳細については、資料2に記載のとおりとなりますので、それぞれ御覧ください。 続きまして、資料3に沿って説明をしていきます。市では現在、公共プール(屋外・屋内)と学校プールのあり方について、関係所管による八王子市プールあり方検討会を実施し、検討しています。 ページをおめくりください。2ページです。 目的です。今回、プールの在り方を検討しております。特に屋外プールについてスポーツ推進審議会委員の皆様から御意見を頂戴できればと思います。 ページをおめくりください。3ページです。 現状についてお伝えします。八王子市には公共プールが5施設の他に学校や民間のプールがあり、公共プールは老朽や安全性の確保が課題となっております。

	内容についてお伝えします。屋外プールについて、大規模改修が必要となった場合は廃止し、将来的な屋内プールの可能性について、施設整備保全方針の中で検討を進めるものとしております。 屋内プールについて、運営を継続することとしております。学校プールについて、小中学校の水泳授業の場を確保するため、拠点校の必要性を含めた学校プールの再編についてあり方を検討することとしております。 経過及び今後のスケジュールについてお伝えします。令和7年度よりあり方検討会を実施しております。本日のスポーツ推進審議会を経て、6月に教育定例会、7月に政策会議を行い、あり方を決定する予定となっております。 ページをおめくりください。4ページです。 プールのあり方はあり方検討会設置要綱を定め、8部10課で検討しております。 ページをおめくりください。5ページです。 こちらはプールあり方検討会とその他の会議体の関係を示したものであり、中長期保全計画や公共施設等総合管理計画の基本となるものです。また、本日のスポーツ推進審議会の御意見はプールあり方検討会に反映させてまいります。 ページをおめくりください。6ページです。 こちらはプールのあり方検討と各計画の関係を示したものです。 ページをおめくりください。7ページです。 こちらは公共プール5施設の情報となります。 ページをおめくりください。8ページです。 こちらは、今年の春に撮影した陵南プールの写真です。今年も7月より営業予定であります但老朽化は進んでいる状態です。 ページをおめくりください。9ページです。 こちらは、今年の春に撮影した大塚公園プールです。休止中のため荒れた状態となっております。 ページをおめくりください。10ページです。 大塚公園と陵南プールの役目について、両プールはレジャープールであり プールの効果として、健康面や教育面で市民生活に寄与しているものの、近年の猛暑などの環境変化や夏季以外の利用ができないこと、施設の老朽化といったことが課題として挙げられます。 また、大塚公園プール、陵南公園プールは両施設とも水深・形状ともに遊泳用プールとして設計されており、レジャープールとして機能しています。近年、レジャーの多様化によってレジャープールの利用人数が減少傾向にあります。 先ほども触れましたとおり、大塚公園プールについては、老朽化等により令和3年度から休止の状態が続いております。また、近郊には大型レジャープールもございます。 ページをおめくりください。11ページです。 11ページから13ページについては、市内にあるプールをまとめております。御参照いただければと思います。 ページをおめくりください。14ページです。 14ページから16ページは学校のプールをまとめたものになります。御参照いただければと思います。 ページをおめくりください。17ページです。 こちらは屋外プールの利用者の推移です。利用者は減少傾向にあります。また、陵南プールの現状といたしまして、令和7年度につきましては、約 1,100万円の歳出に対して約120万円の歳入
--	--

	となっており、歳入歳出の乖離が生じております。 ページをおめくりください。18ページです。 こちらは八王子市の気温の変化です。2025年に 40.3 度を記録しております。 ページをおめくりください。19ページです。 19ページから20ページにつきましては、屋内プールの資料となっております。御参照ください。 ページをおめくりください。21ページです。 こちらはプールの効果となります。御参照ください。 説明は以上となります。 続きましてアンケートについて、資料4の説明をお願いいたします。
今川主査	市民のみなさまからもプールについてどのように考えているかを聴取すべきと判断したため、電子並びに現地でのアンケートを行いました。資料4の2ページ目を御覧ください。 本アンケートの目的や背景についてですが、現在猛暑日の増加による気候条件の変化や、少子高齢化による利用者層の変化、並びに施設の老朽化が進行している中で、屋外市営プールの利用実態、市民意識がどのようなものであるかを把握し、今後の施設のあり方を検討するため、4月30日から5月11日までアンケートを実施しました。アンケートの実施にあたっては、単なる存廃ではなく、市民ニーズ及び利用実態を踏まえ、持続可能な施設のあり方を検討するための資料として活用できるものとなりました。 3ページ目を御覧ください。こちらは回答者の属性となっております。 回答者は 9,259 名で、そのうち 40 代以上が約 87%を占めております。特に 50 歳以上が過半数を占めている状況となっており、本アンケートは中高年層の意識を強く反映しており、若年層の意見は相対的に限定的であることについて御留意ください。 続いて3ページ目を御覧ください。こちらは屋外市営プールの必要性についてです。 プールが必要であるかとの問いに対して、必要であると回答した方が66%、必要でないと回答した方が34%であり、一定程度の必要性が認められることとなりました。電子アンケートでは必要とする意見が多数である一方、現地アンケートでは、必要性を認めつつも、利用環境や季節制約に対する課題の指摘が多く見られました。 続いて4ページ目を御覧ください。こちらは必要・不要についての理由となります。 必要回答の方々としては安価で利用できるなどの子供の遊び場としてのニーズが挙げられています。 また、不要回答の方々としては防犯上の課題や屋内プールでの代替対応の可能性や猛暑による熱中症リスクなどが挙げられております。 先ほど4ページ目にて必要性の割合を出したところではありますが、必要と回答した方の中でも、屋外プールをそのまま継続してほしいという意見ではなく、猛暑に対応できるようにしてほしい、通年利用ができる施設にしてほしいなどといった、屋外プールの弱点といえる暑さ、限られた利用期間に対する意見が出ている状況です。また、不要と回答した意見の中に夏限定では維持費を含めてもったいないため、屋外プールを屋内プールにしてほしいという意見もありました。 6ページ目を御覧ください。アンケートの総括として、多くの市民がプールそのものの必要性を認識していますが、利用期間が限られていること、猛暑などへの対応として安全性が確保できるのかなどといった課題が見えてきた結果となっております。 こうした意見を踏まえて、アンケート結果から、現状のままの維持ではなく、機能改善や運営形態の見直しを求める意見が多かったため、既存代替施設の活用、屋内化、複合化、効果効率的な施設運営などの取組みについて、今後、(仮称)スポーツ施設整備・保全方針を策定する中で検討していくこととします。

	説明は以上です。
吉田課長	以上を踏まえて、八王子市周辺には代替となる大型のレジャープールが2施設あること、通年利用できないことなどを踏まえ、すでに大規模改修工事を行わなければ運営が再開できない大塚公園プールは一定の役割を果たしたと考えられるため、直ちに廃止とすること、陵南プールは設備投資が必要となった時点で廃止にすることで考えております。 説明は以上です。 只今御説明しました「市の考え方」について、皆さんから御意見をいただきたいと思います。
高田会長	ありがとうございます。 それではここまで御説明いただいた内容につきまして、御意見等いかがでしょうか。広く御意見を徴収したいとのことのため、お一人ずつ御意見をいただけたらと思っております。
松山委員	本校は夏季開放プールに手をあげ、大体7月の下旬に、4日～5日間ほど開放し、市民の方に使っていただいております。だいたい4日～5日で500名前後の子供・親含めてきていただいています。普段学校の学習では使用できない、浮き輪やボールなどで楽しそうに遊んでいる姿を見ると、非常に開放してよかったなと思います。大塚公園や陵南プールを廃止の方向で考えているとなると、今、市全体でも5、6校ぐらいしか手を挙げてないと思うので、もっと幅広く、開放して、多くの市民の皆様が御活用いただけるようにすれば、アンケートの期待にもこたえられるかと思うのですがいかがでしょうか。
吉田課長	松山委員のおっしゃった通りです。学校開放に関しては現在夏休み期間、本当に短い期間ですけれども、手を挙げていただいた学校の方に、お願いして、御対応いただいているというところで。ただ、代替案として、先ほど松山委員からもお話しいただいたとおり、開放していただく学校を増やすこと、学校区域だと6区域ぐらいに分かれると思うのですが、その区域ごとに1個作ること。そういう形で夏休み期間開放するというのも1つの案として考えています。今後はですねそこはまた学校の方とも調整しながら、検討を進めていきたいと思っています。
高田会長	今は自主的なものなのですか。
吉田課長	はい、そのとおりです。校長先生の皆様に、校長会でお話をさせていただいて、希望をお伺いし、了承を得られた学校さんをお願いしています。そこを例えば、希望制ではなく、地域ごとをお願いするというのも1つだと思います。
高田会長	もちろん開放がされれば、その学校に通う子供たちにとっても保護者にとってもメリットがありましようし、また地域の方も、これを機会に学校のプールを使えるようになります。自主的なものでお願いしていたところを少し踏み込んでやっていただくというのもよいのではないかと、松山委員の発言の中で思いました。
沼本委員	本校は夏休みに、水泳が苦手な子に対して、水泳教室や勉強の補習教室を1週間ほど設けています。その期間が終了したのち塩素をとめるとなると、プールの管理が怖いのです。 水温の関係などで暑くなってしまうため、オーバーフローしてどんどん水温を下げないと、暑い日はプールの実施ができなくなったりするため、今、松山委員のお話を聞いていて、うちもぜひ手を挙げたいなと思うのですが、管理上のところ手間となってしまいます。 なので、例えば民間業者などに委託できるのであれば、夏休み期間中、お貸しするのは全然問題ございません。委託業者が管理いただけるのであれば、地域のための学校なので、どんどん開放したいと思っています。
吉田課長	御意見ありがとうございます。私どもも現在、学校プール開放は維持管理、それからお金の面というのもやはり1つ問題として考えております。そこがクリアできれば、各地域にある皆様の学校の方をお願いできるではと考えております。

高田会長	いずれにしても、受けた学校が過度に負担増になってしまっは良くないということで、負担のないところで、施設を活用することがかなえば、もっともよいと。そのような御意見だったと思います。 他に御意見ございますでしょうか。
鈴木委員	今のプール開放の話ですが 過去に私も携わったことがあり、30年以上の前の話なので参考になるかどうかわかりませんが、ある小学校では一日に200名ぐらいの利用者があり近所の方は水着でプールに来る方がいたという記憶もあり、プール開放は当時も人気がありました。すごくいい事業ですが一方で、他の小学校では、実際に溺れかけた方がいました。それを救助したのがスポーツ協会の水泳連盟の監視員でした。 開放プール自体はたいへん、市民のみなさんに喜ばれている事業でしたが、その中で、水の事故をどう防ぐかということが現在も引き続き大きな課題であると思います。 プールの指導にかかわる水泳連盟の方々も高齢化や人手不足という現状から、水泳指導や、監視員の派遣も難しい状況であると水泳連盟から聞いております。 スポーツ振興課におかれましては各種スポーツ教室を実施されていると思いますが、今後も引き続きそれらの開催で基礎的な知識の周知をお願いしたいと思います。
吉田課長	ありがとうございます。やはり、プール事故よくニュースも聞きますので、その安全面というのはやはり必要かなと考えております。そちらもふまえて、どういう形で委託するのか、そういったものも検討していきたいと思います。
平山委員	107 校の学校については、ほとんどが屋外だと思うのですが、これを、先ほども出しましたが拠点ごとに、グループ化して屋内化していく。そうすると、地域の人たちも、夏場だけではなくて、シーズン通して、使用できているような状態になると思います。現状は甲の原体育館などにしか屋内はなく選択肢が少ないです。そのため水泳の人口は減っているのではないかと思います。夏休み開放があってみんな楽しみにして、泳ぎに行っていたというのは、自分もそうでしたので、そのような環境を継続して続けていけるようお願いできればと思います。
吉田課長	学校に関しても、やはり私どものこの屋外プールとあわせて同じように、老朽化というのが問題として聞いております。そのため、例えば、先ほどおっしゃった、拠点校みたいな形で地域の方々にも利用できるところとして、新しい屋内プールを整備する。そのようなことは今後決めていかなくてはいけないのかなと思います。そこは同じ教育委員会でありますので学校教育部と話しをしながら、進めていきたいと思います。
高田会長	まだ公立の学校で、屋内のプールは学校もないわけですね。東京都全体からすると、23 区中心に、かなりの数がありますけれども、まだそこは八王子に関してはまだないですね。
吉森部長	補足なのですが。今のプールのあり方についての資料 6 ページ。こちらにプールのあり方について、各計画の関係という形で進めているのですが、現状プールが、公共のプールと学校、あとはあったかホールプールや東浅川保健福祉センターと少々目的が違うものがございます。スポーツ施設整備・保全方針については、これから検討していきますが、現状プールを一次評価という形で、どれだけ安全性が担保されているか、どれだけ老朽化が進んでいるのかはスポーツ施設管理課でチェックをし、ある程度まとまっており、本日皆様にも御意見をいただくのですが、特にこの屋外プールにつきましては、人気がある一方、老朽化が非常に厳しいということ、昨今の暑さということもあって市全体として課題となっております。隣の自治体でも、かなり廃止をしていくような動きもちょっと出てきています。そこで今日皆さんに御意見をいただきつつ、今後、先ほど平山委員からもございました屋内プールの必要性っていうところも今お話ございまして、八王子市内の 6 圏域にある中学校に屋内プールを建てられれば良いのですが、なかなかそれを財政的に、厳しいと

	ころもあるため仮称スポーツ施設整備保全方針案を審議会にて御意見いただく中で、決めていきたいと考えております。
高田会長	ありがとうございます。前向きに検討したいということですね。 はい、どうぞ。
吉田課長	すいません先ほどの発言を修正ということで、屋内プール小学校の、いずみの森がプールに屋根があるところはあります。
高田会長	例えば、プールに入る期間が長くなるとか、遮熱が効いて、所水温が上がらないとかありますか。
吉森部長	屋根がついているので比較的他の学校よりは、長い期間使えるっていう形で運用していると聞いています。
高田会長	そういう学校が1つあるのですね。 はい、どうぞ。
平山委員	今の件で確認ですが、今、二小・四中のプールはいずみの森と同じように屋根つきになりますか。
吉森部長	そのプールは屋根付きになるとお聞きしております。
高田会長	他にいかがでしょうか。 はい、どうぞ。
渡辺委員	現在プールを開放している学校の先生にお伺いしたいのですが、当然開放を開放するとなると、学校に費用面・人的な時間・負担がかかっていると思いますが、そちらに補助などは市からありますでしょうか。
松山委員	基本的には市の方でやっていただいております。教職員はノータッチとなっています。微妙なところだと朝の開放の時間や開放員さんとの調整や、何かあった時に学校の職員がいろんな施設を知っているため、動かざる得ない状況があったりするため、こちらについては強くアピールしていただくのがいいのかなと。 非常に暑い日で、熱中症のアラートが出ているときでも実施しておりました。学校では絶対実施いたしません。学校で何か事故が起きたり、搬送されたり、または水難事故があったりすると、保護者方の学校教育に不安が出てしまいます。 水泳は死に直結するため一番怖いので、そのような可能性は排除してほしいと思っております。 他にもよく若い方が安価で監視員として雇われている場合も多いのですが、やはり意識が低い方も中にはいらっしゃるの、そういったところでは、学校で何かあると嫌だなと思います。切り離しているとは、言われるのですが、そのような怖さがあり、なかなか引き受けにくい、107 校中 5、6校しか、受けてないというところもあるのかなと考えます。
渡辺委員	そうすると費用負担的にはそれほど、学校は使っていないけれども、ただ、何かあったときとしても、対応が非常に難しいということですか。
松山委員	責任もおそらくないと思うのですが、後々、全くないとは言えないと思います。自分の学校の子供もたくさん来ているので。当然そこで何か事故があったら、別の責任者がやったので、関係ありませんというわけにはいかないの、やはり間接的には、自分の学校の子供がそのようになる可能性は排除したいという気持ちは生じるだろうなと思います。
渡辺委員	それが民間の業者が代替する場合には、その精神的負担っていうのは、多少は軽減されますか。
松山委員	最終的に自分の学校の子供が何かあるというのはやはり怖い。子供の命プラス、水漏れ、すべてこちらに負担がかかる可能性がある、職員が負担しなければならないことを考えると、水泳は本当に怖いと思っているので、できれば受けたくないと思うのかなと思う学校もあると考えま

	す。
渡辺委員	そちらについて何か市として、具体的な対応策とかあるのでしょうか。
吉田課長	先ほどおっしゃったとおり、一応市のほうとして言えばそういう助成面的な部分で学校をお貸しさせていただいております。先ほど現場の生の声が聞けたので、すごく勉強になりました。やはりその安全性っていうところを考えますと、どうしてもプールの事故というのは、死に直結するようなことが多いことは重々承知しております。その中でも、プールをやってほしいというところもあります。そちらについては市の方としても、皆さんに安全に使っていただくように、安全面という部分を何とかクリアできるように考えていかなければと思います。
渡辺委員	この部分が結局払拭されないと、屋内だとか屋根付けるなどの話になっても、なかなか、進まないのかなというふうに思います。
高田会長	ソフト面の方の対応を引き続き改善していくことが求められるのではないかという意見だったと思います。引き続きよろしくお願いいたします。 井上委員いかがでしょうか。陵南プールの廃止の件については、御利用されたことがありますか。アンケートでも結果が出ているのですけれども。もし御意見がございましたら。
井上委員	はい。利用したことはあります。 皆様のお話を聞いて、簡単には言えない状況にあると思いますが、事前にいただいた資料を見た時には、まず屋根をつけられたらと思いました。 屋内の施設ということになりますと、設備投資など費用の面が最初に出てくるとと思いますので、屋根だけでもあれば熱中症等の対策につながると考えます。
高田会長	はい。ありがとうございます。 上田委員、いかがでしょうか。 この 2 つの屋外プールの廃止、ということもあり、廃止したらそれでおしまいということではなく、また新たな整備計画について、考えが欲しいとのことでした。要望で構いません。
上田委員	本校の場合は室内のプールがありますが、換気のために、ガラスの屋根がついていると暑くて、WBGTが上がってしまうため、朝早くから窓を開けなくてはいけなく、夜中のうちに温度が上がっちゃうため、集水して、温度を下げて水泳の授業をしており、屋内は屋内で大変なことがあります。
高田会長	特別支援のお子さんが、例えば公共のプールを活用する際に、何か公共プールに、こうして欲しいというような、配慮等があると思います。最近は車椅子の乗り入れもできるようなプールができていたり、手すりがあるって入りやすいプールがあったりと、またいろんな障害の程度に応じてだとは思いますが、そういった、障害のある方でも、対応できるような公共の施設が必要ではないかなと思いますので、この屋内プールの廃止とともに、新たなプールの活用の一案として、そういうアイデアがあったらいいのかなと思います。
吉田課長	今お話しがちょっとありました、障害向けのプールというところであれば、うちの方で東浅川保健福祉センターのプールは対応しています。また、現在、私どもでも管理している甲の原体育館プールは、車椅子がそのまま入るところはないのですが、車椅子の方でも、プール入りたい。という方がいらっしゃいます。そういう方については、介助者がいらっしゃいましたら、介助者と一緒に利用していただくという。そのように障害者の方に対して、配慮というのはさせていただいています。また、新しくプール作る時にも、なかなか車椅子のスロープというのは、難しいのかもしれませんが、ただ、障害者に対してのそのような配慮は考えていきたいと思います。
高田会長	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 他、いかがでしょうか。杉崎委員、いかがでしょうか。
杉崎委員	皆様の御意見を聞いて、ごもつともだなと思いました。 その中でお金もかかるし、建て替えも大変なので、なくしてしまうっていうのもわかりますし、ま

	たその後も、何かをつくる計画があると思いますので、市民の方が使用しやすいものを作っていたらと思います。
高田会長	新たな整備の方針をこの策定される整備保全方針の方で、ぜひ盛り込んでいきたいと思う。そういう御要望だと思います。 はい、どうぞ。
薄井委員	民間のプールの利用がここにはあるのですが、例えば、学校では何回ぐらい、民間のプールを使用していますでしょうか。
吉田課長	ありがとうございます。 今、学校の方でも老朽化で、プールの改修ができなくて、使えないということで、学校ごとに民間のスポーツクラブとか、利用しプールの授業をやっております。 具体的な回数まではわからないですが、あまり多く行きますと、民間プールに負担がかかりますので、例えば2学年で一緒に行くなどをしています。学校側もやはりその場所までに、向かう手だてというのなかなか、難しいというところがあります。その学校については、他の学校より回数は少ないという可能性がございますが、大変申し訳ないですが詳しい回数まではわかりません。
高田会長	これからまた、そういうのが増えてくるのではないかと思いますね。 一番のメリットは、年間通してできるわけですから、夏の期間だけでなく、冬場であっても年間の中で回数を決めて、例えば10月は何年生、11月は何年生というようなやり方でやることも可能になっていきます。あとは行き帰りの手段や行き帰りの時間も授業中になりますから、そちらについては検討が必要になってくるかと思います。 今御意見いただいて、皆さん方が老朽化について、これを例えば整備してもう一度使えるようにしたほうがいいというような御意見は特段ございません。大塚公園プールが今休止しております。ここがまた新たなプール以外の活用で公園の整備と絡めた、新たな整理が必要でしょうし、また陵南の方も何年か先には、ボイラーが稼働しなくなるなど、様々な課題が出てくると思います。廃止になってから新たに何か作るではなくて、それを踏まえて、今からまた、これからのビジョンを立てていくということに対して、皆さん、お願いしたいというような御意見が多かったかなと思います。 はい、どうぞ。
松井副会長	まずアンケートの中で、屋外のプールをやっぱ残したい割合は66%で結構多いのだと思いました。水泳というものはすごく、健康面という面に関して、一番いいということですね。そちらはとてもいいことだと思います。 また、室内は八王子に有効的に使える施設がないのかな。割と少ないなと思いました。 それから先ほどおっしゃっていたように、屋外は暑い。 屋根をつけるのみであれば費用もそこまでかからないだろうし、その辺りも検討していく部分かと思います。それを検討しながらより効果的に作っていければと感じました。
高田会長	ありがとうございます。 澤本委員、いかがでしょうか。
澤本副会長	スポーツ協会というと去年ですかね、50メートルプールを新しく、作ってくださいという要望書を出しました。数字を見ますととんでもない金額で210億とか230億というお金がかかるというのはよくわかりました。ゆっくり作ってくれということではなく段階を経ていくと思うのですが、学校プールを活用するとのことですが、そのことで、ある学校へ行ったら、体育館を開放してくださいと話したら、校長先生が話すには、その朝から晩まで俺の責任の中にあると、夜も心配だとお話をいただきました。認識として先生たちは責任の所在はどこまであるのか。プールも同じで、開放し

	たときに、学校側の責任はどこまであるのか市側がどこまでだろうな、などの話が出てくるため、プールを開放したくないのではと考えます。先ほど先生がおっしゃったように、水難事故でもあって、評判で悪くなってしまうとは問題です。そうすると二の足を踏んでいるんじゃないかなというような感覚があります。先ほどお話ししたような管理体制をしっかりと、そういう民間のしっかりした管理会社が、事業の内容にしてもらえば、問題ないと思います。 質問なのですが、プールは八王子市の物ですよね。施設は市の物ですよね。校長先生は市の物を使用しているだけですよね。管理責任はないのですよね。
沼本委員	管理責任者となっております。市の持ち物なのですが、学校の施設管理も我々の仕事のひとつとなっております。
澤本副会長	監視員の意識が低いのでは、問題なのは私達もわかっております。その手だてを市の方でしていただいて、何とか広く、学校プールをなるべく利用する方向に行くのも一つだと思います。
吉田課長	御意見ありがとうございます。澤本委員のおっしゃったとおりだと思います。 新しいのを作りますと、やはり大きな大会を開けるような50メートルプールを作る費用はかなりの金額がかかるというのは現実としてあります。 なかなかそれができない中で、今ある学校プールの方、そこを改修したほうがいいのか、そういうのも含めて、考えていかなければいけないかなと思います。引き続き責任の所在などもありましたが、その辺も含めて、学校の先生方、校長先生方に、学校開放で手挙げていただけるような体制というのが作れば、使いたい方たちが利用できるようになるのかなと考えておりますので検討していければと思います。
澤本副会長	確認したいのですが、学校の校長先生の管理責任は、朝から次の朝まで全部1日あるのですか。
吉森部長	2・3年前に改正いたしまして、教育時間のところでは、当然先生方に管理責任があるのですが、そこを超えた時間からは、教育委員会になると、1度整理をしているところではあります。一方じゃこの教育委員会側でどのぐらいに整理できているかっていうと、今、学校教育部で施設を整備しています。実際にその学校教育以外も時間ってどういった方が使うかという、生涯学習スポーツ部に関連する団体も、スポーツ団体様になりますので、そのあたりもこれから、見直しをしてなくてはならない段階にきています。
澤本副会長	2・3年前話聞いたときには、校長先生の範囲が決まっているというようなことを聞きましたけど、現場の先生たちは今お2人とも管理責任をうちでやるとおっしゃっておりますが、それはどうですかね。この辺のところが徹底できているのですか。
沼本委員	ごめんなさい例えば、学校はセコムがかかっているのですが、夜、セコムが発報すると、私の携帯にかかってきます。夜中でも。その辺の住み分けというのを、私は知らなかったのですが、教育時間外は私の管理下にはないというのを聞いて、とてもよかったのですが、実際セコムなどとか電話がからかかってきます。何かあったときに、管理会社からうちに来るとするのは、おかしいのではないかと思いますので、市の方であれば、よろしく願いいたします。
澤本副会長	そういうことを浸透していけば、学校側も安心して少しずつでもプールを開放する、校長先生も増えるのではないかと思います。
吉森部長	改めて整理いたします。
高田会長	どうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。それでは協議事項はこれにて閉じさせていただきたいと思います。 それでは、引き続き3 報告事項について、事務局より説明をお願いします。
早川主査	それでは、ア 令和8年度予算について、スポーツ振興課及びスポーツ施設管理課、それぞれ御説明します。資料5-1を御覧ください。

	資料に記載のとおりであります。いくつかいつまんで説明いたします。 スポーツ推進委員活動について、3年に1度の委嘱年であることから、活動に必要なジャージなどを購入するための予算を計上しております。また、進め方は現在検討中ですが、今後、ピックルボールの普及を進めていきたいと考えています。そのために必要となるピックルボール用具を購入するための予算を計上しています。 健康体操教室開催について、令和7年度までは本市の会計年度任用職員が体操指導員として市民センターなど各所に出向き、指導を行っていましたが、令和7年度末で退職しました。令和8年度は業務委託で実施します。現在、準備期間のため体操教室は休止中ですが、7月1日からの再開に向けて準備を行っています。実施方法を見直したことに伴い、予算減となっております。 夢街道駅伝について、昨今言われている物価高に加え、交通規制を実施することに伴う警備費の増額により実行委員会負担金が増額となっています。 国際スポーツ大会開催等支援について、令和7年度は体操JAPAN OPENがエスフォルタアリーナで開催されることに合わせ、子どもたちを対象とした教室を実施するなどしました。今年度については、体操JAPAN OPENのような大会の実施予定が無いことから、教室開催に関する委託料が減額となっております。 スポーツ振興課からの説明は以上です。
阿部主査	続きましてスポーツ施設管理課の令和8年度の予算について説明します。資料5-2をご覧ください。 No8の富士森公園野球場管理費について、夜間照明改修工事を予算計上しております。この工事は照明機器を現在のメタルハライドランプからLEDに交換するものです。 No13の上柚木公園内運動施設管理費について、2種公認更新工事を予算計上しております。この工事は5年に一度の公認更新工事であり、日本陸上競技連盟定める規格に適合させるものです。 No.18の富士森体育館施設管理経費では、同体育館主競技場の床改修工事を実施し、また、No.24の総合体育館の運営では、総合体育館(エスフォルタアリーナ八王子)のメインアリーナに映像装置を設置するための予算を計上しております。 これにより、施設の適切な維持管理を行うとともに、利用環境の向上及び施設機能の充実を図ります。 各施設に共通しておりますが、昨今の物価や人件費等の高騰により委託料が増額しております。 スポーツ施設管理課からの説明は以上です。
高田会長	ありがとうございます。 ここまで御説明いただいた内容について、御質問はございますでしょうか？ はい、どうぞ
鈴木委員	ピックルボールというスポーツについて、最近普及が拡大していると認識しておりますが、グラウンドゴルフのように、地域に道具を貸し出して、地域で発展させることを考えているのかというのが一点と、ピックルボール自体はレクリエーションスポーツなのか、スポーツ協会のように競技スポーツとしてとらえるのかお考えを教えてくださいませんか。
野村課長	1点目の道具の貸し出しというところですが、今後そういった形で、貸し出しの方を進めていきたいと考えております。今後はそういった貸し出しにつきまちは、改めて周知をさせていただきます。2点目についてなのですが、どちらかという認識が曖昧なものですからこの場でお答えするのは難しいです。
鈴木委員	私は、スポーツ協会のソフトテニス連盟に所属しておりますが、元全日本チャンピオンの船水雄

	太選手がピククルボールプロになったと報道で知りました。 ソフトテニスから転向したというニュースを聞き、スポーツ協会に所属する者として今後の動向が気になりましたので質問させていただきました。
松井副会長	アメリカなどを中心にピククルボールの選手人口が増えています。その中で八王子市ピククルボール協会の会長が韓国との交流試合を行うなど、日本では八王子がどんどん進んでいます。今年の7月18日にエスフォルタアリーナ八王子で大会と体験会をいたします。なかなか面白い競技ですね。
鈴木委員	私も、面白いスポーツと感じております。ただし、ネット越しに対面の近距離でスピーディなラリーをするため、顔などにボールが当たるといった危険性も考えられると聞いておりますので、そこはぜひ安全面というところでは初心者向けの教室の開催などで基本的なルール指導を行ってほしいと思います。
高田会長	市として普及啓発するさいに気を付けていただきたいと思います。 ほかに御質問ございますでしょうか。 続きまして、イ「組織改正について」事務局より説明をお願いします。
今川主査	資料6を御覧ください。令和8年7月に組織改正が行われます。資料に記載のとおりとなりますが、7月以降のスポーツ所管においては、現在のスポーツ振興課とスポーツ施設管理課が一体となります。ただし、執務場所は変わらず、現在のスポーツ振興課は本庁7階、スポーツ施設管理課は富士森体育館となります。この他、現在の生涯学習政策課の業務の一部、(11)部の庶務に関すること、(12)部内の所管に属さない事項に関することが、7月以降スポーツ振興課の業務となります。 スポーツ振興課とスポーツ施設管理課が同じ課となることにより、市民にとって利便性が向上するよう努めていきたいと考えています。 本件について、説明は以上です。
高田会長	ありがとうございました。 ここまでご説明いただいた内容について、御質問はございますでしょうか？ 事務の効率化を図り、市民の皆様の利便性が向上すると御発言いただいたので、新たな組織体制で取り組んでいただきたいと思います。 続きまして、ウ「使用料の料金改定について」事務局より説明をお願いします。
阿部主査	資料7を御覧ください。それでは、スポーツ施設の利用料金の改定について御説明いたします。 このたび市では、スポーツ施設を含む公共施設全体の利用料金について見直しを行いました。今回の改定は、市議会の議決を経て正式に決定されたものであり、令和9年4月1日以降の御利用分から新料金を適用いたします。 今回の見直しの背景といたしましては、近年の物価上昇の影響により、施設の維持管理や運営にかかる経費が大きく増加している点がございます。具体的には、資材費や光熱水費の高騰に加え、人件費の上昇も続いており、現行の利用料金との乖離が生じている状況となっております。 こうした中でも、市としては今後も安全で快適なスポーツ環境を安定的に提供していく必要があることから、受益者負担の適正化の観点に基づき、料金の見直しを行ったものでございます。 また、本件はスポーツ施設のみに限ったものではなく、文化施設やコミュニティ施設などを含めた公共施設全体で同様の考え方により改定を実施しているところでございます。 市民の皆様には御負担をお願いすることとなり、大変心苦しいところではございますが、施設の老朽化への対応や設備更新を進め、将来にわたり安定したサービスを提供していくために必要な見直しであると考えております。 なお、料金改定による収入につきましては、施設の維持管理、修繕、設備更新などに充て、安全

	で質の高いスポーツ環境の確保に活用してまいります。 引き続き、施設管理者として市民の皆様に安心してご利用いただける施設運営に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。 説明は以上です。
高田会長	ありがとうございました。 ここまで御説明いただいた内容について、御質問はございますでしょうか？ 様々な公共料金も上がっていく中なので、こちらについてはやむなしというところでしょうか。持続可能な行政サービスの実現のためには、安かろう悪かろうではよくないということで、ある程度の費用負担をいただきながら、より快適で、そして安全な、その整備、そのための料金改定だと思います。来年の4月ということで、引き続き適正な料金と、適正な利用について、努めていただきたいと思います。 最後ですね、エ「熱中症特別警戒アラート発表時等における本市教育委員会の対応について」事務局より説明をお願いします。
早川主査	資料8を御覧ください。それでは、熱中症特別警戒アラート発表時等における本市教育委員会の対応について、説明します。 近年の猛暑を踏まえ、本市において「熱中症特別警戒アラート発表時の対応における市内検討会」を設置し、熱中症による市民の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合の市の対応方針について検討が行われてきました。5月18日の政策会議において八王子市として熱中症対策の対応方針が決定されました。これを受けて本市教育委員会としての方針を5月20日に決定しました。 熱中症特別警戒アラートとは、都内11か所の観測地点全てにおいて、暑さ指数が35以上と予想される場合に環境省から発表されるものです。暑さ指数とは、湿球黒球温度の略称で、黒球温度、湿球温度、乾球温度の3種類の測定値を基に算出されるものです。 暑さ指数に応じた日常生活に関する指針と運動に関する指針を環境省が定めております。特に運動に関する指針については、暑さ指数31以上は特別の場合以外は運動を中止することとしています。特別の場合とは、医師、看護師、東京消防庁の救急講習、東京防災救急協会の救命講習などを受講した一時救命保持者がいることを指しています。 本市において、熱中症特別警戒アラートが発表された際の基本的な考え方として、熱中症対策が徹底されており、安全が確保できる場合には、施設を開ける・事業を実施する、安全が確保できない場合は、施設を閉める・事業を中止または延期することとしています。 それを踏まえ、本市教育委員会主催、スポーツ振興課のイベントにおいては、屋外で実施する主催のイベントは、前日に八王子における暑さ指数が35以上と予想される場合は、原則として、事業を中止または延期します。ただし、やむを得ず事業を実施する場合は12時から14時までの事業を中止、延期または休止します。 また、現場で実測した暑さ指数が35以上（前日予測暑さ指数35未満）の場合、上記時間帯以外でも、原則として、事業を中止、延期または休止します。屋内で実施する主催イベントは原則として、熱中症対策を徹底し、安全を確保したうえで、事業を実施します。委託事業においても、上記の対応と同様の対応とします。 スポーツ施設の貸し出しについては、休止はしないものの、利用する際には熱中症対策の徹底をお願いしています。利用料は当日払いが可能であり、暑さを理由に利用をキャンセルする場合は、当日キャンセルによる予約制限のペナルティーは無しとしています。既に支払い済の場合は、屋外運動施設運営要綱第32条に基づき、還付について判断をしています。

高田会長	はい。ありがとうございます。それではここまでの御説明いただいた内容についての、何か御質問等ございますでしょうか。
薄井委員	熱中症特別警戒アラートが発令された際は防災無線で市全体に周知していただけるのでしょうか。
野村課長	35 以上の場合ですけれども、八王子市熱中症特別警戒アラートの後、八王子市で防災無線等にて周知いたします。
薄井委員	随時発生したということがスピーカーでわかりますか。
野村課長	はい、周知いたします。
薄井委員	例えばグラウンドゴルフをやっている途中で中止は可能なのですが、連絡がないとわからないので教えてもらいと思います。
高田会長	防災無線で周知するということですね。 こちらは例えば中体連の大会を行っているときでも同様ですか。
沼本委員	中体連の大会も日程の関係が難しく、原則は中止にしたいところですけど、大会のレギュレーションで、水分を何回入れるなど工夫しながら、原則中止にはいたしません。特別警戒アラートは、実際今まで出てないので特別警戒アラートが出た場合には次の日は中止という判断は下すと思いますが、その競技団体のレギュレーションに従って、参加させるような形でを行っています。
高田会長	そうですね。それについても、教育委員会として 1 つのルールが、決まりますから、またそれは、各競技団体、または中体連、高体連などにも、周知を図っていくということになろうかと思います。また 12 時から午後 2 時までの間は、中止にするなど、そのような対応もできるということです。現場の対応に応じてという部分もあるかと思います。そこは原則学校でも、それ以外の、措置についても柔軟とまではいきませんが、ある程度の許容が認められるということですね。 ありがとうございました。ルールについては調整を図っていくということで、よろしくお願いいたします。 はい。ありがとうございました。以上で本日の議題はすべて終了となります。続きまして事務連絡ですけれども何かございますでしょうか。
吉森部長	先ほど学校の施設の管理の部分ですけれど、改めて我々の方で学校教育部と正確な情報を確かめまして、議事録の確認をいただく前までには、皆さんにお知らせをさせていただきます。我々の方でもそういう認識でいましたが改めて整理したいと思っています。(※確認結果、以下参照)
高田会長	ありがとうございました。
野村課長	本日は様々な御意見をいただきありがとうございました。本日の審議会に出した結論を基に6月20日(土)に開催する教育定例会にて諮り、教育委員会としての方針を決定したいと考えています。 事務局からは以上です。
高田会長	本日の案件は全て終了しました。進行不手際で時間の方をおしてしまいまして申し訳ございません。以上で、本日のスポーツ推進審議会を閉会いたします。 ありがとうございました。

※学校長と教育委員会の責任範囲について

八王子市立学校の管理運営に関する規則第6条(抜粋)

(校長の職務)

第6条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第37条第4項(第49条による準用を含む。)に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理及び学校事務の管理に関すること。

とあります。

これを受けて・・

八王子市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する訓令第2条(抜粋)

(学校長委任事項)

第2条 次に掲げる事項は、学校長に委任する。

(3) 学校施設の目的外使用許可(長期、継続的なものを除く。)に関すること。

とあります。

ただし、学校長に全て委任されているわけではなく・・

八王子市立学校の管理運営に関する規則第27条の4

(委員会の管理)

第27条の4 第6条第1項第1号の規定にかかわらず、法第137条の規定に基づき、学校施設を社会教育その他公共のために利用させる場合は、その学校施設の利用部分について、委員会が管理する。

とあります。

つまり、学校施設の目的外使用に関して・・

目的外使用の許可:学校長

学校施設の利用:教育委員会の管理

ということになります。

このことから、学校が空いている時間であるか否かではなく、学校施設を何の目的で利用させるかによって、学校長の管理であるのか、教育委員会の管理であるのかが決まることとなります。

なお、教育委員会の担当所管は現在検討中です。